

新銀行法規集

銀行業務研究会編



豊金融財政事情研究会

新銀行法規集

銀行業務研究会編



金融財政事情研究会
法人

新銀行法規集

昭和57年8月31日 第1刷発行

検印
省略

編 者 銀行業務研究会
発行者 戸 部 虎 夫
印刷所 伊坂美術印刷(株)

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

T E L 03 (358) 0011(代) 振替東京8-155845

落丁・乱丁はおとりかえします。

定価 2,000円

2333—00565—1409

はしがき

昭和五七年四月、新銀行法が施行された。

いうまでもなく銀行法は、我が国金融制度の中核の地位を占める普通銀行を律する法律であり、各種金融機関関係法の基本法たる性格を有している。

顧みれば、旧銀行法制定以来半世紀余を経過したが、この間における内外の経済社会情勢の変化は顕著なものがある。

新銀行法の制定に当っては、この変化に対する行政面の対応を図るべく、規定の全面的な見直しを行っている。

最近における金融機関の経営環境を見ると、我が国経済の高度成長から安定成長への移行、国際化、公共債の大量発行、企業の資金需要の鈍化等の背景の下で、国民各層の金融機関サービスに対するニーズの多様化が急速に進んでおり、金融機関においてもこれに对应して良質な金融サービスを提供する必要に迫られている。

今後の金融機関経営に当っては、従来以上に効率化、健全化を推進しながら、同時に社会的・公共的使命の達成にも十分配慮しなければならない。

新銀行法は、各経営者が自主的な判断に基づき創造性を発揮しつつこの課題に对应していくことを期待しているところである。

本書は、新銀行法の体系が一覧できるよう法律、政令、省令の各条文及び関連通達等を対照した形で編纂したものである。本書が広く各分野において活用され、新銀行法の趣旨及び内容に関する理解を深める上でお役に立つことができれば幸甚である。

昭和五七年七月

大蔵省銀行局銀行課長

大須 敏生

目次

はしがき

大須 敏生

法規四段対照表編

〔銀行法〕(昭和56年6月1日公布・法律第五九号)

第一章 総 則

第一条 (目的)	2
第二条 (定義等)	3
第三条	3
第四条 (営業の免許)	3
第五条 (資本の額)	6
第六条 (商号)	7
第七条 (取締役の兼職の制限)	7
第八条 (営業所の設置等)	8
第九条 (海外現地法人の株式等の取得)	9

第二章 業 務

第十条 (業務の範囲)	10
第十一条	11
第十二条	12
第十三条 (同一人に対する信用の供与)	12
第十四条 (取締役に対する信用の供与)	14
第十五条 (休日及び営業時間)	15
第十六条 (臨時休業等)	16

第三章 経 理

第十七条 (営業年度)	17
-------------	----

第十八条	(利益準備金の積立て)……………	17
第十九条	(業務報告書等)……………	17
第二十条	(貸借対照表等の公告)……………	18
第二十一条	(業務及び財産の状況に関する説明書 類の縦覧)……………	18
第二十二条	(営業報告書等の記載事項)……………	19
第二十三条	(株主の帳簿閲覧権の否認)……………	19
第四章 監 督	……………	19
第二十四条	(報告又は資料の提出)……………	19
第二十五条	(立入検査)……………	19
第二十六条	(業務の停止等)……………	20
第二十七条	(免許の取消し等)……………	20
第二十八条	……………	21
第二十九条	(資産の国内保有)……………	21
第五章 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け	……………	21
第三十条	(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け の認可等)……………	21
第三十一条	……………	23
第三十二条	(みなし免許)……………	23
第三十三条	(合併の場合の債権者の異議の催告)……………	24
第三十四条	(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債 権者の異議の催告等)……………	24
第三十五条	……………	25
第三十六条	(営業の譲渡の公告等)……………	25
第六章 廃業及び解散	……………	25
第三十七条	(廃業及び解散等の認可)……………	25
第三十八条	(廃業等の公告等)……………	27
第三十九条	(定款の解散原因の規定の効力)……………	27
第四十条	(免許の取消しによる解散)……………	27
第四十一条	(免許の失効)……………	27
第四十二条	(免許の取消し等の場合のみなし銀行)……………	28
第四十三条	(他業会社への転移等)……………	28
第四十四条	(清算人の任免)……………	29
第四十五条	(清算の監督)……………	29
第四十六条	(清算手続等における大蔵大臣の意見 等)……………	29
第七章 外国銀行支店	……………	29
第四十七条	(外国銀行支店の免許等)……………	29
第四十八条	(外国銀行支店の資料の提出等)……………	37
第四十九条	(外国銀行支店の届出)……………	37
第五十条	(外国銀行支店に係る免許の失効)……………	38
第五十一条	(外国銀行支店の清算)……………	38
第五十二条	(外国銀行の駐在員事務所の設置の届 出等)……………	39

第八章 雜 則

第五十三條 (届出事項)……………40

第五十四條 (認可等の条件)……………41

第五十五條 (認可の失効)……………42

第五十六條 (大藏大臣の告示)……………42

第五十七條 (公告)……………42

第五十八條 (大藏省令への委任)……………42

第五十九條 (権限の委任)……………43

第六十條 (経過措置)……………45

第九章 罰 則

第六十一條……………45

第六十二條……………45

第六十三條……………46

第六十四條……………46

第六十五條……………47

第六十六條……………48

附 則

第一條 (施行期日)……………49

第二條 (營業の免許に関する経過措置)……………49

第三條 (資本の額に関する経過措置)……………49

第四條 (海外現地法人に係る認可に関する経過措置)……………50

第五條 (国債等に係る業務に関する経過措置)……………51

第六條 (同一人に対する信用の供与に関する経過措置)……………51

第七條 (取締役に対する信用の供与に関する経過措置)……………51

第八條 (臨時休業等に関する経過措置)……………51

第九條 (経理に関する経過措置等)……………52

第十條……………52

第十一條 (免許の取消し等に関する経過措置)……………53

第十二條 (營業等の譲渡又は譲受けの認可に関する経過措置)……………53

第十三條 (合併の異議の催告に関する経過措置)……………53

第十四條 (營業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する経過措置)……………53

第十五條 (廃業等の公告等に関する経過措置)……………54

第十六條 (免許の取消しによる解散等に関する経過措置)……………54

第十七條 (免許の失効に関する経過措置)……………54

第十八條 (他業会社への転移等に関する経過措置)……………54

第十九條 (清算人の任免及び清算の監督に関する経過措置)……………55

第二十條 (清算手続等における大藏大臣の意見等)……………5

【銀行法施行令】（昭和57年3月27日公布・政令第四〇号）

第二十一条	（外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置）	55	出等に関する経過措置	56
第二十二條	（外国銀行支店の資料の提出等に関する経過措置）	55	第二十四条	（認可の失効に関する経過措置）
第二十三条	（外国銀行の駐在員事務所の設置の届る経過措置）	56	第二十五条	（旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力）
			第二十六条	（罰則に関する経過措置）
			第二十七条	（政令への委任）
第一条	（外国銀行に係る特殊関係者）	5	第十二条	（外国銀行支店の同一人に対する信用の供与に関する特例）
第二条	（法第四条第三項の審査を要しない場合）	6	第十三条	（外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例）
第三条	（最低資本の額）	6	第十四条	（外国銀行支店の貸借対照表等の公告に関する特例）
第四条	（同一人に対する信用の供与）	12	第十五条	（外国銀行支店の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する特例）
第五条	（休日）	15	第十六条	（資料の提出等を求めることができる外国銀行支店に係る特殊関係者）
第六条	（営業等の譲渡又は譲受けて大蔵大臣の認可を要しないもの）	22	第十七条	（権限の委任）
第七条	（合併等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）	24	第十八条	（外国銀行支店に対する法附則の適用除外）
第八条	（他業会社への転移等）	28	附則	
第九条	（外国銀行支店に関する説替え）	31		
第十条	（外国銀行支店の免許に係る特例）	34		
第十一条	（外国銀行支店に係る特殊関係者）	34		

【銀行法施行規則】（昭和57年3月31日公布・大蔵省令第一〇号）

第一条	（営業の免許の申請）	3	第十九条	（貸借対照表等の公告）	18
第二条	（営業の免許の予備審査）	4	第二十条	（附属明細書の記載事項）	19
第三条	（外国銀行に係る特殊関係者）	5	第二十一条	（報告又は資料の提出を求めることがで きる子会社）	19
第四条	（法第四条第三項に規定する発行済株式の総 数に乘じる率）	6	第二十二条	（合併の認可の申請）	21
第五条	（資本の額の減少の認可の申請）	6	第二十三条	（営業譲渡等の認可の申請）	22
第六条	（商号変更の認可の申請）	7	第二十四条	（合併等の場合に催告を要しない債権者）	24
第七条	（取締役の兼職の認可の申請）	7	第二十五条	（廃業及び解散等の認可の申請）	25
第八条	（営業所の定義等）	8	第二十六条	（廃業等の公告等）	27
第九条	（営業所の設置等の認可の申請）	8	第二十七条	（免許の効力に係る承認の申請）	27
第十条	（営業所の設置等の認可を要しない場合）	8	第二十八条	（外国銀行支店の営業の免許の申請）	29
第十一条	（海外現地法人の株式等の取得）	9	第二十九条	（外国銀行支店の営業の免許の予備審査）	31
第十二条	（金銭債権の証書の範囲）	10	第三十条	（外国銀行支店に係る特殊関係者）	34
第十三条	（業務の代理）	11	第三十一条	（外国銀行支店の資産の国内保有）	35
第十四条	（同一人に対する信用の供与）	12	第三十二条	（外国銀行支店の資料の提出）	37
第十五条	（休日の承認の申請）	15	第三十三条	（外国銀行支店の届出）	38
第十六条	（営業時間）	15	第三十四条	（外国銀行の駐在員事務所の設置の届出 事項）	39
第十七条	（臨時休業の届出等）	16	第三十五条	（届出事項）	40
第十八条	（業務報告書等）	17			

第三十六条 (認可の効力に係る承認の申請)	42	別紙様式第一号	60
第三十七条 (經由官庁)	44	第二号	63

附則 1	49	第三号	66
------------	----	-----------	----

2	50	第四号	77
---------	----	-----------	----

3	56	第五号	87
---------	----	-----------	----

通達編

1 銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	一
--------------------------------------	--------------------------	---

(その1)	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	一
-------------	--------------------------	---

2 外国為替銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項につ	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	一
--	--------------------------	---

いて	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	一
----------	--------------------------	---

3 長期信用銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項につ	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	二
--	--------------------------	---

いて	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	二
----------	--------------------------	---

4 信託兼営銀行の同一人に対する信用の供与に関する政令等の規定に	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	三
--	--------------------------	---

基づき大蔵大臣が定める事項について	(昭57・4・1 蔵銀第 九〇〇号)	三
-------------------------	--------------------------	---

5 銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について	(昭57・6・15 蔵銀第一五六四号)	四
--------------------------------------	---------------------------	---

(その2)	(昭57・6・15 蔵銀第一五六四号)	四
-------------	---------------------------	---

6 普通銀行の業務運営に関する基本事項等について	(昭57・5・4 蔵銀第一三九五号一部改正)	六
--------------------------------	------------------------------	---

(昭57・5・4 蔵銀第一三九五号一部改正)

7 普通銀行の業務運営に関する基本事項に係る留意事項等について	(昭57・5・4 蔵銀第一三九五号一部改正)	二〇
---------------------------------------	------------------------------	----

(昭57・5・4 蔵銀第一三九五号一部改正)

8	普通銀行の監督に関する行政事務の取扱い等について……………	(昭57・4・1)	蔵銀第 九〇二号)	六〇
9	普通銀行の監督に関する行政事務の取扱いに係る留意事項等について……………	(昭57・4・1)	事務連絡)	六三
10	普通銀行の業務運営に関する基本事項の制定等に伴う関係通達の一部改正について……………	(昭57・4・1)	蔵銀第 九〇四号)	七二
10	金融機関及びその役職員の不正行為等に関する件……………	(昭5724・4・8・113)	銀々第 七四八号 蔵銀第 九〇四号最終改正)	七二
10	長期信用銀行法に規定する預金受入先の範囲等について……………	(昭5727・4・12・11)	蔵銀第 五六五七号 蔵銀第 九〇四号最終改正)	七三
10	銀行業の免許等の事務の取扱方について……………	(昭5728・4・12・15)	蔵銀第 五一三三号 蔵銀第 九〇四号最終改正)	七四
10	金融機関の預貯金金利等の臨時金利調整法違反について……………	(昭5729・4・4・112)	蔵銀第 八六八号 蔵銀第 九〇四号一部改正)	七五
10	銀行等の職員の派出について……………	(昭5751・4・4・123)	蔵銀第 一二〇号 蔵銀第 九〇四号最終改正)	七五
10	オンライン処理による金融機関相互の業務提携について……………	(昭5753・4・6・116)	蔵銀第 一二六六号 蔵銀第 九〇四号一部改正)	七五
10	譲渡性預金の取扱いについて……………	(昭5754・4・3・130)	蔵銀第 六五〇号 蔵銀第 九〇四号最終改正)	七六

10—8 共同利用機構に係る現金自動支払機の設置につい

て……………(昭57・5・24) 蔵銀第一二七二号最終改正…七八

11

普通銀行の業務運営に関する基本事項の制定等に伴う関係事務連絡の一部改正について…

(昭57・4・1) 事務連絡…七九

11—1 銀行等の職員の派出に関する留意事項について…

(昭57・4・4) 事務連絡…七九

11—2 譲渡性預金の取扱いに関する留意事項について…

(昭57・4・3) 事務連絡…七九

11—3 共同利用機構に係る現金自動支払機の設置申請手続につい

て……………(昭57・4・5) 事務連絡…八五

12

普通銀行の業務運営に関する基本事項の制定等に伴う関係通達等の廃止について…

(昭57・4・1) 蔵銀第九〇五号…八六

13

信託銀行の業務運営に関する基本事項等について…

(昭57・4・1) 蔵銀第九〇三号…八八

14

事務連絡「金融機関とその出資先外国法人との関係について」の一部改正について…

(昭57・6・15) 事務連絡…一一〇

* 金融機関とその出資先外国法人との関係について…

(昭57・6・4) 事務連絡…一一〇

〈参考〉 金融機関とその出資先外国法人との関係について…

(昭57・4・23) 蔵銀第一一七号…一二〇

15

普通銀行の海外現地法人又は駐在員事務所の申請書等の様式について…

(昭57・6・15) 事務連絡…一二〇

16

外国銀行支店の申請書等の様式について…

(昭57・6・15) 事務連絡…一二四

法規四段対照表編

*関連通達の略称は次のとおり。

〔依命1〕―銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について（その1）

（昭五七・四・一付蔵銀第九〇〇号）

〔依命2〕―銀行法施行令等の規定に基づき大蔵大臣が定める事項について（その2）

（昭五七・六・一五付蔵銀第一五六四号）

〔基〕―普通銀行の業務運営に関する基本事項等について（昭五七・四・一付蔵銀第九〇一号）

〔基事〕―普通銀行の業務運営に関する基本事項に係る留意事項について（昭五七・四・一付事務連絡）

〔監〕―普通銀行の監督に関する行政事務の取扱い等について（昭五七・四・一付蔵銀第九〇二号）

〔監事〕―普通銀行の監督に関する行政事務の取扱いに係る留意事項等について（昭五七・四・一付事務連絡）

〔外銀〕―外国銀行支店の申請書等の様式について（昭五七・六・一五付事務連絡）

〔海外〕―普通銀行の海外現地法人又は駐在員事務所の申請書等の様式について（昭五七・六・一五付事務連絡）

法 律	政 令	省 令	関連通達等
銀行法をここに公布する。 御 名 御 璽 昭和五十六年六月一日 内閣総理大臣 鈴木 善幸 法律第五十九号 銀行法 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の全部を改正する。 目次 第一章 総則（第一条―第九条） 第二章 業務（第十条―第十六条） 第三章 経理（第十七条―第二十三条） 第四章 監督（第二十四条―第二十九条） 第五章 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条） 第六章 廃業及び解散（第三十七条―第四十六条） 第七章 外国銀行支店（第四十七条―第五十二条） 第八章 雑則（第五十三条―第六十条） 第九章 罰則（第六十一条―第六十六条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的と	銀行法施行令をここに公布する。 御 名 御 璽 昭和五十七年三月二十七日 内閣総理大臣 鈴木 善幸 政令第四十号 銀行法施行令 内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項、第五条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項、第三十条第二項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第四十七条第三項、第四十八条第二項、第五十九条並びに附則第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。	○大蔵省令第十号 銀行法及び銀行法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、銀行法施行細則（昭和二年大蔵省令第三十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。 昭和五十七年三月三十一日 大蔵大臣 渡辺美智雄 銀行法施行規則	（基）第2の1（運用諸比率） 第2の2（営業用不動産取得） 第4の1（決算）

する。

2 この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項（大蔵大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

二 為替取引を行うこと。

3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。

4 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者をいう。

第三条 預金又は定期積金の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行う営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

(営業の免許)

第四条 銀行業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

（經理基準）

〔基事〕第2の1

（決算經理基準）

〔監〕1の(1)(営業用不動産取得承認の審査要領)

(営業の免許の申請)

第一条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 会社登記簿の謄本

〔監〕2の(1)(本省

進達)

法 律		政 令
2 大蔵大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 銀行業の免許を申請した者（以下この項		四 創立総会の議事録 五 営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類 六 取締役及び監査役の履歴書 七 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類 八 営業所の位置を記載した書類 九 最近の日計表 十 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類 2 銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号（第四号を除く）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を免許申請書に添付しなければならない。 一 株主総会の議事録 二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書類 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書 （営業の免許の予備審査） 第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を大蔵大臣に提出して予備審査を求めることができる。
		関連通達等